

## **生活保護利用者の介護サービス利用について**

**八王子市 福祉部 生活福祉総務課**

**医療・介護担当**

**電話 042-620-7476（直通） FAX 042-627-5956**

## 1. 生活保護とは

日本国憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定し、国民の生存権を保障しています。この生存権を実現するための制度として生活保護法は制定されました。

生活保護制度は、単に生活に困窮している国民に対して最低限度の生活を保障するということだけでなく、それらの人々の自立の助長を図ることも目的としています。

## 2. 生活保護法による介護扶助とは

介護扶助は、介護又は支援が必要な生活保護利用者に対して、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同様のものを、介護サービスや福祉用具の貸与など直接の行為や物により提供する給付です。利用者は介護保険と同範囲・同水準のサービスを受けることができます。

### ① 介護扶助の対象について

- ・ 介護保険の被保険者については、介護保険の給付が行われない自己負担分（1割）が生活保護法の介護扶助の対象となります。
- ・ 介護保険の被保険者以外の者（通称みなし2号）については、介護サービス費用の全額が生活保護法の介護扶助の対象となります。また、ケアプラン作成料も全額生活保護法の介護扶助の対象となります。（介護保険の被保険者以外の者の被保険者番号は、ローマ字のHから始まる番号となります。）
- ・ 住民票が無く介護保険の被保険者になれない者は、介護保険の被保険者以外の者と同様の取り扱いとします。

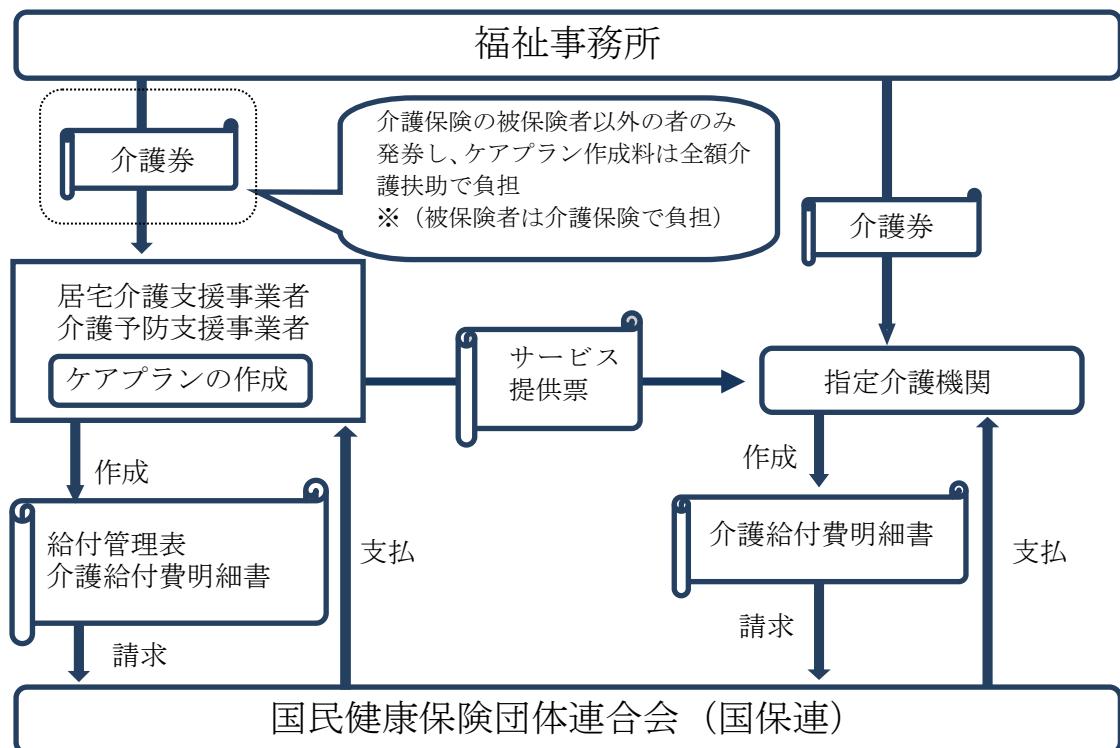
	40歳～65歳未満の生活保護利用者	65歳以上の生活保護利用者
医療保険加入者	第2号被保険者	
医療保険未加入者	介護保険の被保険者以外の者 (通称みなし2号) ※生活保護利用者の大多数は、医療保険未加入者のため、介護保険の被保険者となりません。	第1号被保険者
住民票が無い者	介護保険の被保険者以外の者（通称みなし2号）	

## ② 介護扶助の利用方法について

- 原則として、生活保護利用者の申請により開始します。したがって、介護扶助を受けようとする者は、保護を受けている福祉事務所に申請します。
- 生活保護利用者に介護サービスを提供するには、介護サービス事業者が生活保護法指定介護機関の指定を受けている必要があります。平成26年7月1日以降に介護保険の指定を受けた事業者は、介護保険法の指定と同時に生活保護法の指定を受けたものみなされるため、福祉事務所への指定申請の必要はありません。ただし、生活保護法の指定を辞退する場合には福祉事務所への辞退の届出が必要です。
- サービスの利用開始にあたって、ケアマネジャーはケアプランの写しを福祉事務所に提出します。介護保険の被保険者以外の者の場合は、これらに加えて居宅サービス（介護予防サービス）計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。ケアプランの確認後、福祉事務所から各指定介護機関に介護券（介護扶助対象者であること等を証明する書類）が交付されます。
- 介護保険の被保険者以外の者については、障害者総合支援法による給付など、他法他施策による給付が利用できる場合には、そちらを優先します。

## ③ 介護扶助の請求と支払いについて

- 指定介護機関は、福祉事務所が交付する介護券に記載されている資格情報等を、介護給付費明細書に正確に転記して、介護に要した費用を国民健康保険団体連合会へ請求します。請求時は、受給者番号や公費負担者番号をよく確認してください。



### 3. 生活福祉総務課からのお願いとお知らせ

- ・ 指定介護機関の生活保護法指定の辞退並びに平成26年6月30日以前に生活保護法の指定を受けた指定介護機関及び生活保護法の指定を辞退した介護機関の、新規申請及び変更・廃止・休止・再開の届書の提出先は、八王子市役所生活福祉総務課 医療・介護担当です。
- ・ 介護券の発送は、原則としてサービス提供月の20日頃を予定しています。その後は25日頃から翌月10日頃まで毎日発券、郵送しています。
- ・ 介護券が届かない場合は、まずケアマネジャーに連絡し、ケアプランが福祉事務所に提出されているかを確認してください。ケアプランが提出されているにも関わらず介護券が届かない場合には、以下の連絡先までお問合せください。
- ・ 介護券の発行は、原則として居宅サービス計画書、該当月のサービス利用票及びサービス利用票別表（介護予防の場合はA～D表）の提出があったものに限られます。また、居宅療養管理指導について、介護保険給付の算定上はサービス利用票への記載を要しませんが、介護扶助の居宅療養管理指導はケアプランに基づくものに限られるため、居宅サービス計画書等への記載が必要です。
- ・ 生活保護利用者の収入が生活保護の基準額を上回っている等の理由により、介護扶助負担分の一部または全部に自己負担金が発生する場合があります。その場合には、介護券の「本人支払額」の欄に金額が記載されますので、その金額どおりに本人から徴収してください。
- ・ その他、質問等がございましたら、以下の連絡先までお問合せください。

#### 〈連絡先〉

八王子市役所生活福祉総務課 医療・介護担当

電話 介護券の発行に関する問合わせ・・・042-620-7370

介護扶助に関する問合わせ・・・042-620-7476

FAX 042-627-5956

※「指定介護機関のしおり」を八王子市のホームページにて公開していますのでご参照ください。

八王子市トップページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>生活にお困りの方のために>生活保護>指定介護機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）>指定介護機関のしおり

[URL] <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003918.html>